

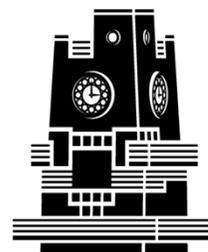
障害学生支援に向けた 学内体制整備の基礎

近藤武夫

東京大学 先端科学技術研究センター

DO-IT Japan / DO-IT Center、University of Washington

kondo@bfp.rcast.u-tokyo.ac.jp



東大先端研

Research Center for
Advanced Science and Technology
The University of Tokyo

DO-IT Japan (2007～継続中)

- 多様な障害のある児童生徒のメインストリーミングとリーダー養成を目指すプロジェクト
- テクノロジーを活用し学習・進学機会を保障
- 自己決定と自己権利擁護の支援
- URL: <http://doit-japan.org/>

障害学生支援プラットフォーム事業

http://phed.jp

[東京大学]障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業

支援関係者の方へ 大学生の方へ 高校生までの方へ 地域・企業の方へ | 小 大

PHED

事業について イベント ニュース ATライブラリー アクセス

障害のある学生が、
「学び」「働き」活躍できる社会に。
Platform of Higher Education and Disability

支援関係者の方へ 大学生の方へ 高校生までの方へ 地域・企業の方へ

PHED(フェッド)について

障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業(PHED)は文科省からの補助を受け、2017年から東京大学が取り組んでいる3年間のプログラムです...

事業について >

障害学生支援とは何か

- 国連障害者権利条約に基づいて、障害のある人々が他の人々と平等な社会参加機会から排除されないよう、権利を保障する役割を担う営み(差別禁止アプローチに基づく人権保障制度)
- 障害学生支援担当部署は、権利保障を実現する体制整備と、環境調整等、個別の異なる取り扱いについて、技術支援および合意形成(合理的配慮)を支援するアドボケイトの役割を持つプロフェッショナル
- 欧米諸国では、大学内の部署に専門性のある障害学生支援部署を配置し、学生への合理的配慮やエンパワメントに関する取り組みが行われる。アジアでも権利条約の影響は大きく、留学生対応を含めて、国際的な共通理解に基づく「障害学生支援」が求められている

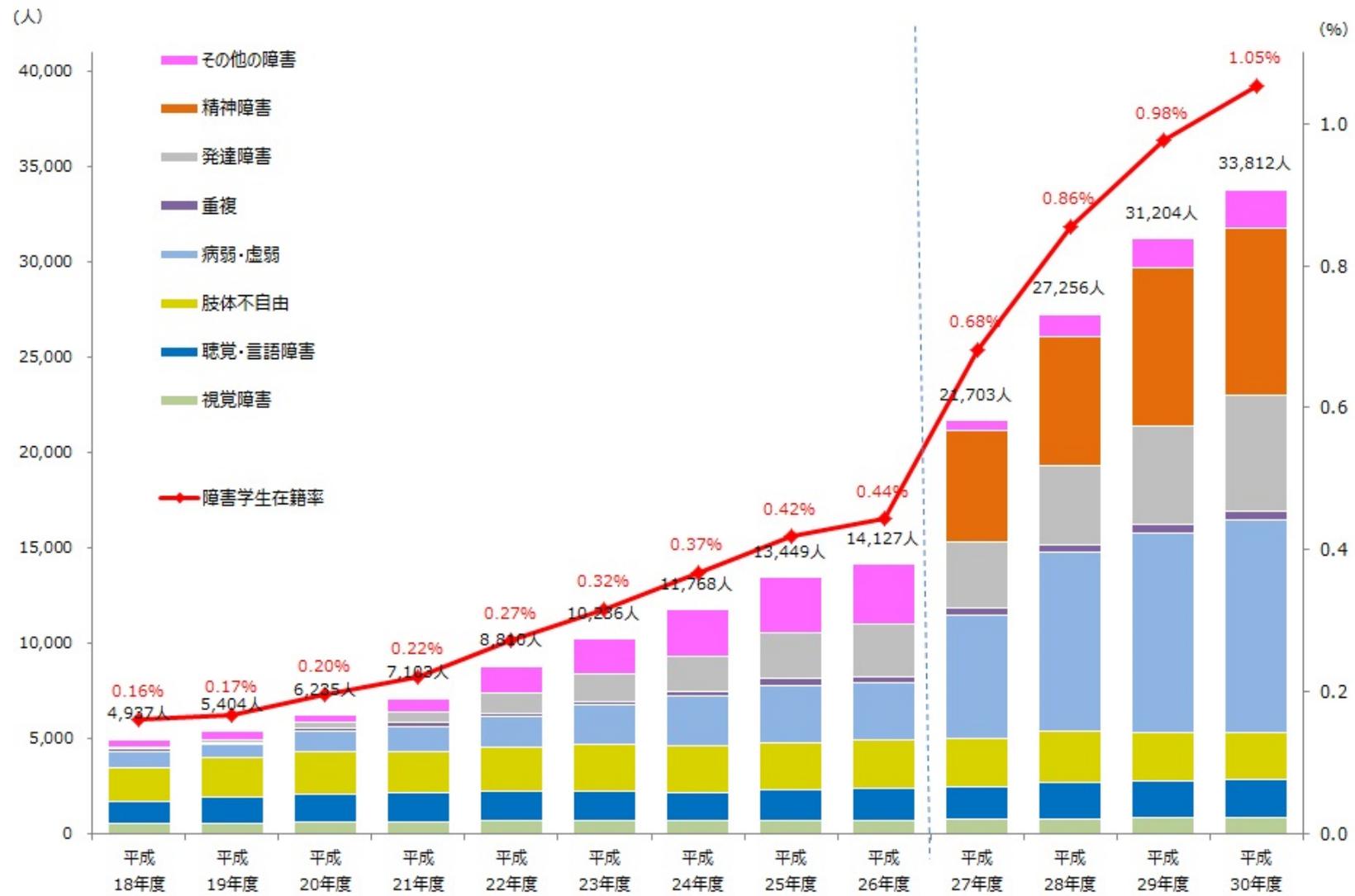
障害とは

- 「障害とは、物理的そして社会的な障壁によって、他の人たちと同じように、地域での普通の生活を送る機会が失われたり、制限されたりすること(Disabled Peoples' International, 1982)」
- 「個人の心身状態と環境との相互作用による活動や参加の制限(WHOによるICF, 2001)」
- 「機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずること(国連障害者権利条約, 2006)」
- 「障害とは人間誰もが取り得る自然な状態のひとつ(Burgstahler, 2013)」

障害は「社会モデル」へ

- 障害概念に関する国際的コンセンサス
 - 「障害は個人の中にある」とする個人モデルから、「機能障害のある人の参加を、社会環境側が前提としていないことから生じる参加の制限」とする社会モデルに移行した
 - 社会環境側に個人ニーズとの不整合があれば、本人と関係者が納得する合理的な範囲で、それを調整する配慮が認められている
- 日本国内では？
 - 2007年以降急速に「障害の社会モデル」に対応した制度の変更が進む

2018年は
1.05%
33,812人



JASSO(2017)平成30年度(2018年度)障害のある学生の修学支援に関する実態調査

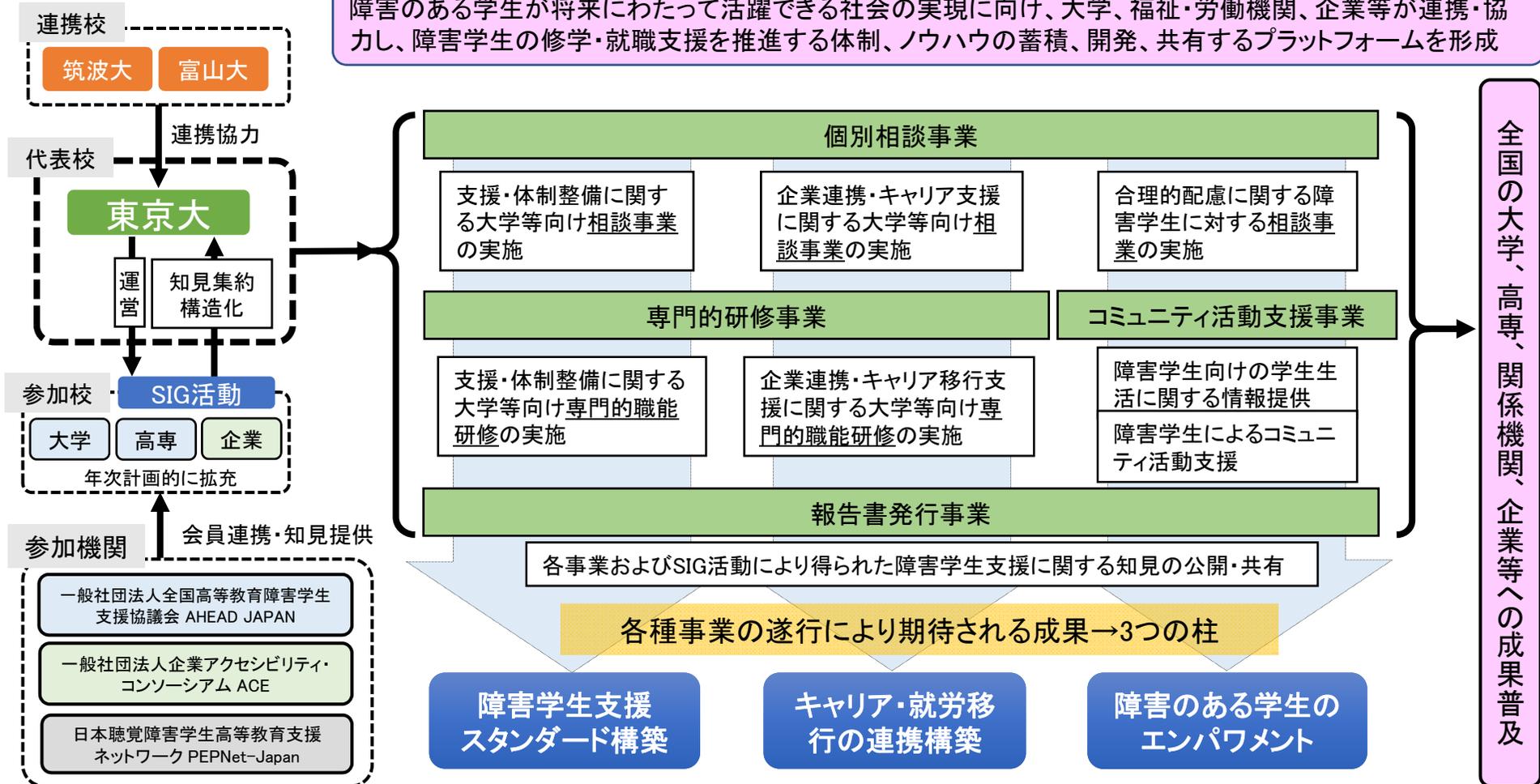
障害学生支援室への登録障害学生数(米国)

1.	ロチェスター工科大学(私)	700/15,000
2.	ボストン大学(私)	450+/30,000
3.	マサチューセッツ大学ボストン校	1,000/16,000
4.	カリフォルニア大学LA校	2,000/40,000
5.	ワシントン大学	1,000/43,000
6.	ハワイ大学マノア校	1,400/20,000
7.	モンタナ大学	1,200/10,000
8.	サフォーク大学(私)	650/5,000

- ✓ 1~3(2012年)、4~6(2010~2011年)、8(2015年)の著者による独自視察において各DSS(Disability Student Service、障害学生支援室)スタッフへのインタビューから得られた回答。(私)は私立大。その他は公立大。

社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業の概要 —東京大学—

障害のある学生が将来にわたって活躍できる社会の実現に向け、大学、福祉・労働機関、企業等が連携・協力し、障害学生の修学・就職支援を推進する体制、ノウハウの蓄積、開発、共有するプラットフォームを形成



【参考】 差別解消法による義務及び努力義務

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野に ついて策定義務 (第11条1項)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※)
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※)
学校法人	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針の対象

都条例で義務化
(2018年10月～)

【基本方針案(抄)】

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

※ 各機関が対応要領を策定する際、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。

※文科省資料より引用

障害のある人への差別とは

- 不当な差別的取扱い
 - 例「学生に障害があることがわかった場合に、障害を理由に入学や受講等を拒否する」
- 以下、文科省二次まとめより引用
 - 「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと」
 - 「これらの不当な差別的取扱いは、入学前の相談から、入試、授業・ゼミ・研究室の選択、試験、評価、単位認定、実習・留学・インターンシップ・課外活動への参加等まで、大学等が関係するあらゆる場面で発生するという認識が不可欠」

障害のある人への差別とは

- 合理的配慮の不提供
 - 例 「学生が障害により印刷された文字を読むことが困難であるため、音声での受験を求めたが、特段の理由なく拒否され、紙とペンの試験しか用意されない」
- 大学等における合理的配慮とは(文科省第一次まとめより引用)
 - 障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、
 - 障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、
 - 大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

障害の社会モデルと合理的配慮

- 障害概念に関する国際的コンセンサスの変遷
- 過去：障害を「個人の身体の中にある」とする医学モデル
- 現在：「障害のある人の参加を、社会環境側が前提としていないことから生じる参加の制限」とする社会モデル

- その結果・・・

- 障害のある個人が、社会環境側にある社会参加を妨げる障壁（社会的障壁）に出会った時・・・社会的障壁を除去する変更・調整（合理的配慮）を求めることができる

- またその中では、パターナリズム（父権主義）を脱して、障害者本人の意思、自己決定を重視することが重んじられている

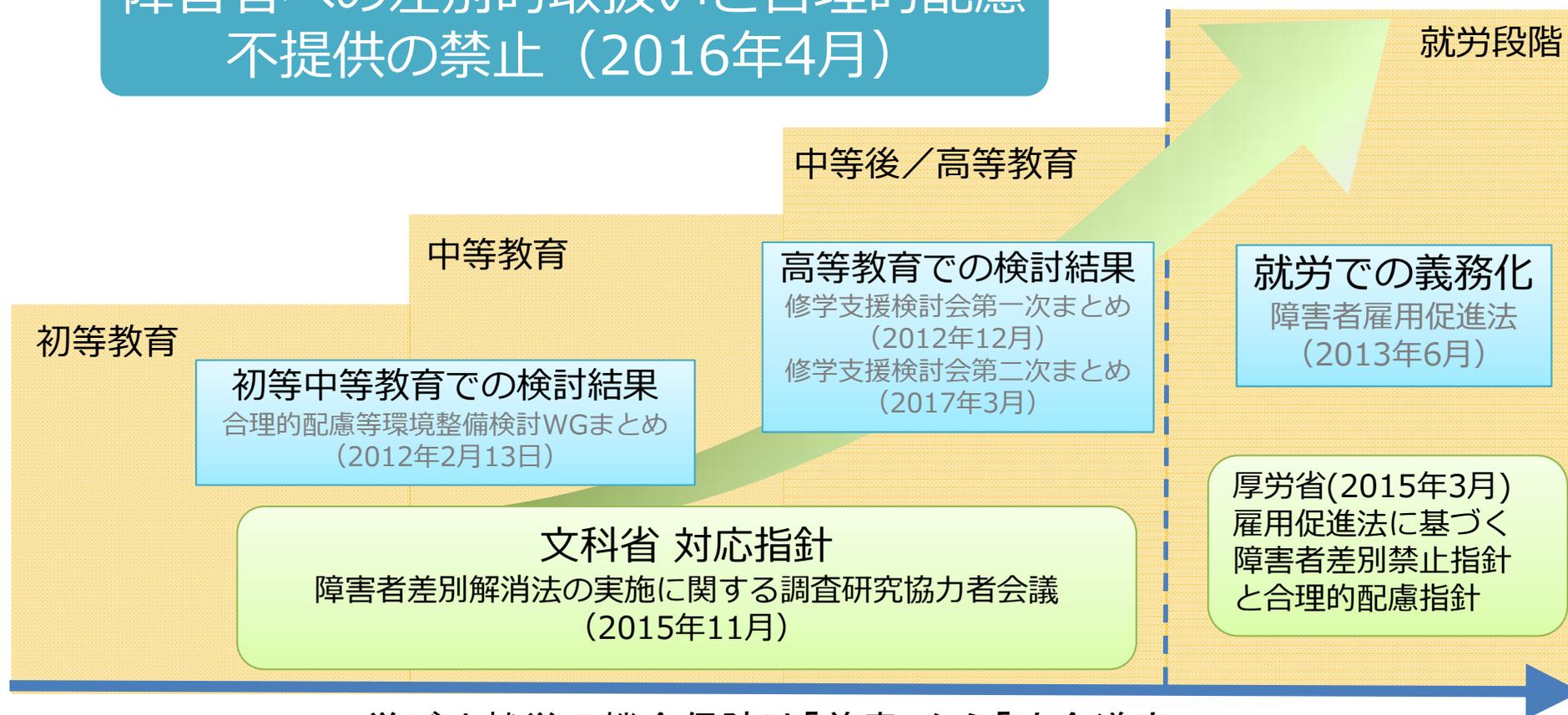
日本：差別禁止と合理的配慮は社会的責任へ

2011年8月：障害者基本法改正：合理的な配慮の登場

2013年6月：障害者差別解消法成立：差別禁止と合理的配慮の法制化

2014年1月：国連障害者権利条約批准：国際的障害者差別禁止法

障害者への差別的取扱いと合理的配慮
不提供の禁止（2016年4月）



学びや就労の機会保障は「善意」から「法令遵守」へ

国連障害者権利条約での合理的配慮とは

- 第二条 定義 「合理的配慮」とは、
 - 障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための…
 - 必要かつ適当な変更及び調整であって、
 - 特定の場合において必要とされるものであり、かつ、
 - 均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

単なる「ひとりだけ
特別は認めない」は
差別となる

「何が合理的かは
ケースバイケース」
関係者間の合意形成
が重要となる

教育機関における合理的配慮として 一般的に提供されやすい変更・調整の例

1. 試験の配慮
 - － 別室受験、時間延長、代筆、代読、音声読み上げ、キーボード入力の許可
2. 記録の代替
 - － ノートテイカーの提供、録音、撮影、パソコン利用の許可
3. 教科書・教材へのアクセシビリティ
 - － 教科書・教材を代替フォーマット(点字、音声、拡大、電子テキストファイル等)に変換したものを提供、字幕のないビデオ教材への字幕追加
4. 音声言語へのアクセシビリティ
 - － 手話通訳、文字通訳(パソコン要約筆記)
5. 建物とその機能へのアクセシビリティ
 - － 教室、寮、コンピュータ室、図書館、実験室等の部屋と設備へのアクセス保障
6. その他の支援技術による自立サポート(1～5を技術的に支援)
 - － 代替入力装置(特殊キーボード、特殊マウス、スイッチ、音声入力など)、拡大カメラ、タイマー、耳栓、ノイズキャンセリングヘッドフォン、読み支援目的のルーラー使用、蛍光ペン、緊急避難用階段昇降器具等

米国法の例(参考)

- 合理的配慮とされないもの
 - プログラムの性質を根本的に変更するもの
 - 本質的な学術的要件を低めたり免除するもの
 - 財政または管理上の甚だしい負担を生じるもの
 - 個人的な装置やサービスの提供
 - 例)車いす、アテンダント、眼鏡、個別チューター、個人的な利用や勉強での代読者: 34 C.F.R. § 104.44(d)(2)
 - ただし日本では制度の違いから事実上認められることがある(障害者総合支援法でカバーできない教育領域の支援、特別支援教育就学奨励費の利用等)

米国で合理的配慮として認められなかった例

- 手話通訳と文字通訳の両方を、同じ授業で同時に提供する(≡財政上の甚だしい負担)
- (屋外イベントでの会場までの道はアクセシブルにするが)人員を出して車いすを押す移動支援を行う(≡個人的サービス)
- 公衆演説が不安障害のためにできないのに、公衆演説の授業で単位取得を認める(≡本質的な要件の減免)
- LDやADHD、ASDの専門性のある学習チューターを個別提供する(≡個人的サービス)
- (授業期間が倍になってしまう形で)レポート課題の提出期限を2倍に延ばす(≡管理上の甚だしい負担)

上記はあくまで個別事例である点に注意: 個々の特別な理由があり、関係者の合意形成ができれば、個々に認められる場合も当然ある

3. 高等教育機関での体制整備

高等教育機関での体制整備(1)

- 求められていること
 - 2016年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障害者への不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供が実施できる体制の構築
- 対象となる「障害者」
 - 学生が主
 - ただし、附属施設(附属病院、附属学校等)の利用者や、シンポジウム等の大学が提供するプログラムの参加者も含まれる
 - 障害のある教職員については差別解消法の対象外であるため、「その他(2)」で言及

高等教育機関での体制整備(2)

- 具体的に行うべきこと

- ① 事前的改善措置

- 不特定多数の障害者のニーズを念頭に、予め、施設・設備のバリアフリー化や、以下の学内規程、組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備を行なうこと

- ② 学内規定の作成と公開

- 差別解消法により求められる職員対応要領(服務規程)と同様の学内要領や、その他、障害学生支援に関する各種規定を整備すること

高等教育機関での体制整備(3)

③ 組織の整備

－ 委員会

- ・ 障害学生支援に関する意思決定を行う

－ 障害学生支援室等の専門部署・相談窓口

- ・ 支援の申し出や問合せに一元的に対応する部署・窓口

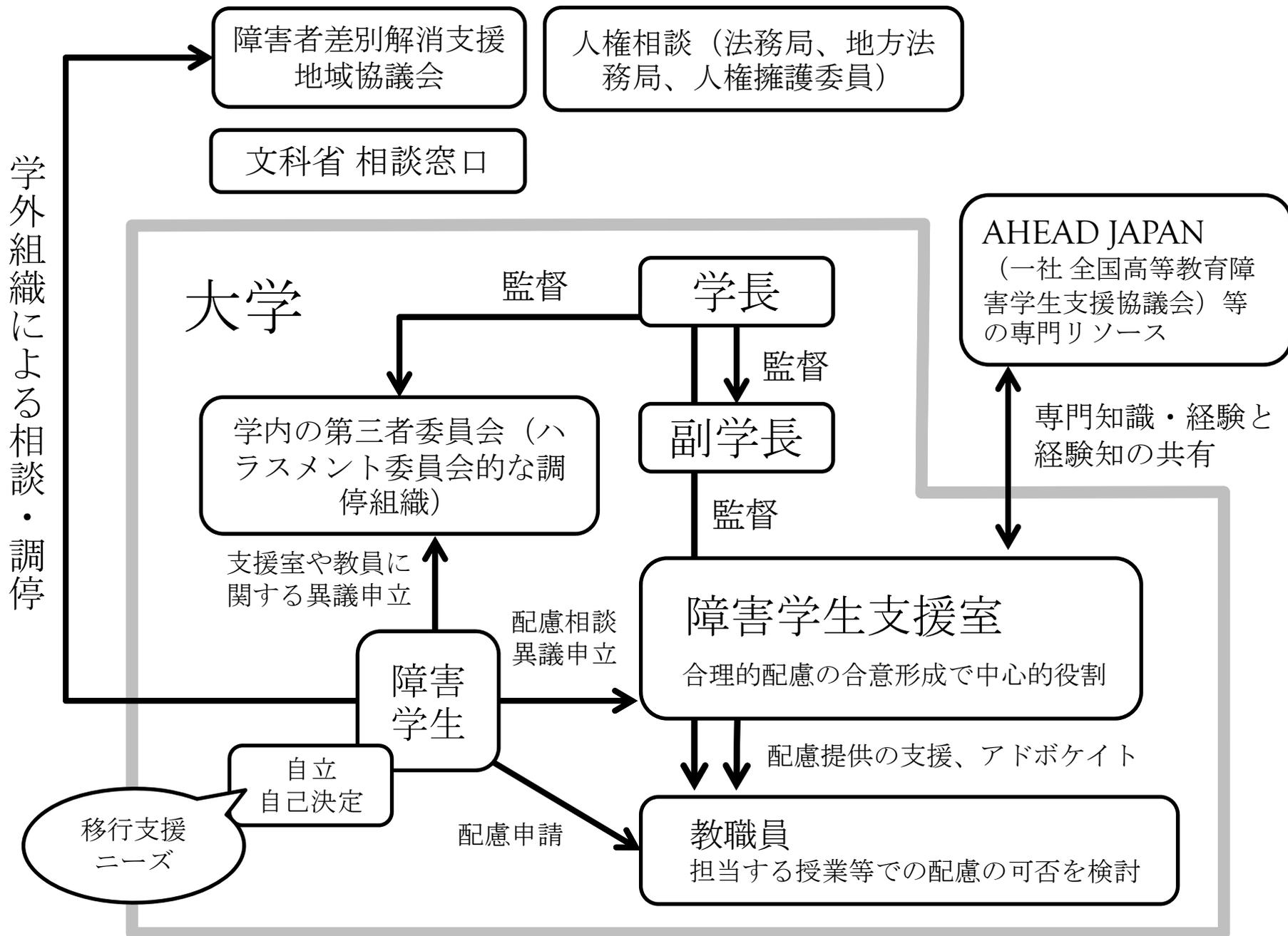
－ 専任の教職員

- ・ 障害学生支援を主な職務とする専門性のある教職員やコーディネーター、手話通訳等の専門技術を有する支援者等

－ 第三者的組織

- ・ 障害学生と大学等の間で提供する支援の内容の決定が困難な場合に、第三者的視点に立ち調整を行なう組織

高等教育機関での体制



4. 学外リソースとの連携

学外のリソースとの連携

- 障害学生支援に関する知見・専門性の共有
 - 支援の具体的方法論、学内体制整備や調停・コーディネート等の知識とスキル
 - 全国高等教育障害学生支援協議会 (AHEAD JAPAN <http://ahead-japan.org/>)
 - 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan <http://www.pepnet-j.org/>)
 - 関西障害学生支援担当者懇談会 (KSSK)
 - 日本学生支援機構・障害学生修学支援ネットワーク (http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shien_network/sodanjigyou/index.html)

学外のリソースとの連携

- その他のリソース
 - 各地域・自治体の障害者支援・福祉・権利保障リソースとの連携（例：介助者派遣、就労移行等）
- 参考資料
 - 日本学生支援機構の活動（研修、マニュアル、データベース）
 - 国立大学協会ワーキンググループによる対応要領ひな形

AHEAD JAPAN全国大会WSのテーマから

- 対応要領解説：障害者差別解消法と合理的配慮の提供に向けた体制整備に必要なこと
- 合理的配慮の決定過程 — 合理的配慮の提供における妥当性判断とその根拠について
- 中小規模の私立学校における合理的配慮
- 学外実習等における合理的配慮の実践例
- 高専における合理的配慮
- 支援室の立ち上げとスタッフのキャリアパス
- 授業のアクセシビリティ、ユニバーサルデザイン、支援の質の担保



東京大学

障害と高等教育に関する

プラットフォーム形成事業

Platform of Higher Education and Disability

2017-2019年度 文部科学省補助事業

事業① 個別相談

事業② 学生エンパワメント

事業③ 専門的研修**CBI**

事業④ A T ライブラリー

事業⑤ 報告書発行

【連携校】

筑波大学・富山大学

【協力団体】

AHEAD JAPAN

ACE

PEPNet-Japan



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO



<https://phed.jp>



@PHED_U_Tokyo

開催回数 **20回+α**
 延べ参加者数：**1500名以上**

研修を通じた
フィードバック

質の高い
障害学生支援
サービスを！

障害学生支援 専門的研修CBI

高等教育機関の障害学生支援担当者（教員・職員・専門職）を対象とした専門的研修を提供！

開催日	開催校	研修テーマ	研修内容
2018/3/1	ATワークショップ	ATワークショップ	ATワークショップ
2018/4/27	ATワークショップ	障害学生支援に関する支援技術ワークショップ	障害学生支援に関する支援技術ワークショップ
2018/6/11	CSWウェビナー	重度障害のある学生支援に必要なSW	重度障害のある学生支援に必要なSW
2018/7/10	ACCESSウェビナー	ローコストの学びのアクセシビリティ	ローコストの学びのアクセシビリティ
2018/9/14-15	SIG-SUMMIT #2	SIG-SUMMIT #2	SIG-SUMMIT #2
2018/9/28	ACCESSワークショップ	入試のIT配慮シナリオ	入試のIT配慮シナリオ
2018/10/12	ATワークショップ	AT専門家とめぐるHCRツアー	AT専門家とめぐるHCRツアー
2018/11/2	TSウェビナー	障害学生支援とテクニカルスタンダード	障害学生支援とテクニカルスタンダード
2018/12/18	PHED+筑波大シンポジウム	PHED+筑波大シンポジウム	PHED+筑波大シンポジウム
2019/2/7	CSW+ATウェビナー	重度障害のある学生支援とCSW	重度障害のある学生支援とCSW
2019/2/13	EPウェビナー	災害発生時の大学と障害学生の準備	災害発生時の大学と障害学生の準備
2019/3/11	EPワークショップ	災害発生時の大学と障害学生の準備	災害発生時の大学と障害学生の準備
2019/4/25	Lawウェビナー	障害学生に対する差別は何か	障害学生に対する差別は何か
2019/5/19	SIG-SUMMIT #3	SIG-SUMMIT #3	SIG-SUMMIT #3
2019/6/10	ATウェビナー	障害学生支援に必須！役立つ支援機器と考え方	障害学生支援に必須！役立つ支援機器と考え方
2019/6/21	ウェビナー	内部障害と合理的配慮-難病や慢性疾患の支援	内部障害と合理的配慮-難病や慢性疾患の支援
2019/7/16	ETウェビナー	高等教育機関×地域就労支援サービスの連携	高等教育機関×地域就労支援サービスの連携
2019/7/28	ACCESSワークショップ	高等教育機関における手話通訳支援	高等教育機関における手話通訳支援
2019/8/1	TSワークショップ	教員としてどう向き合うか?	教員としてどう向き合うか?
2019/8/27(予定)	EPワークショップ	避難体験シミュレーション	避難体験シミュレーション
2019/9/10(予定)	ETウェビナー	企業のダイバーシティの取り組み	企業のダイバーシティの取り組み
2019/9/27(予定)	ATワークショップ	専門家とめぐるH.C.R.ツアー	専門家とめぐるH.C.R.ツアー
2019/12/15(予定)	SIG-SUMMIT #3	SIG-SUMMIT #3	SIG-SUMMIT #3

支援担当者の専門性向上
全学のキャパシティ向上
専門的研修の実施

どの高等教育機関でも
質の高い
障害学生支援を！

国際ネットワーク
との協働



全国の良い実践と
課題を集約

参加校 (高等教育機関) **59校**
 参加企業・団体 **45社**



スタンダード構築

質の高い
障害学生支援
サービスを！

障害学生支援スタンダード

各高等教育機関が学生支援サービスとして備えておくべきテーマごとに、スタンダードを示す「Q.I」を作成！

ACCESS アクセシビリティ	Law 法的根拠
<ul style="list-style-type: none"> 学内バリアフリーの促進 合理的配慮の在り方 入試における配慮提供 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法など根拠法の遵守 合理的配慮提供に関する理解啓発 障害による差別の根絶と法的処置
AT 支援技術	DG 根拠資料とガイドライン策定
<ul style="list-style-type: none"> 支援機器の確保と準備 ICT活用 修学・生活支援技術活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳・診断書等の根拠資料の在り方 根拠となるアセスメントの在り方 学内での取り扱いガイドラインの策定推進
CSW 学内ソーシャルワーク	TS テクニカルスタンダード
<ul style="list-style-type: none"> 学内コーディネートの在り方 地域支援サービスの活用 学外連携 	<ul style="list-style-type: none"> 教育の本質に関する再検討 職務要件としての専門的技術の在り方 学内外実習等における合理的配慮の在り方
ET 就労移行	EP 防災
<ul style="list-style-type: none"> 障害学生インターンの促進 地域就労移行支援サービスの活用 産学官の連携ネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> 災害等緊急時における障害学生支援 大学内の防災対策強化 地域防災システムとの連携

東京大学 PHED
障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業
 Platform of Higher Education and Disability
 2017-2019年度 文部科学省補助事業

事業① 個別相談
 事業② 学生エンパワメント
 事業③ 専門的研修CBI
 事業④ ATライブラリー
 事業⑤ 報告書発行

【連携校】
筑波大学・富山大学

【協力団体】
AHEAD JAPAN
ACE
PEPNet-Japan

東京大学

https://phed.jp @PHED_U_Tokyo

質の高い
障害学生支援
サービスを！

障害学生支援スタンダード

各高等教育機関が学生支援サービスとして備えておくべき
テーマごとに、スタンダードを示す「Q I」を作成！

ACCESS アクセシビリティ	Law 法的根拠
<ul style="list-style-type: none">● 学内バリアフリーの促進● 合理的配慮の在り方● 入試における配慮提供	<ul style="list-style-type: none">● 障害者差別解消法など根拠法の遵守● 合理的配慮提供に関する理解啓発● 障害による差別の根絶と法的処置
AT 支援技術	DG 根拠資料とガイドライン策定
<ul style="list-style-type: none">● 支援機器の確保と準備● ICT活用● 修学・生活支援技術活用の促進	<ul style="list-style-type: none">● 障害者手帳・診断書等の根拠資料の在り方● 根拠となるアセスメントの在り方● 学内での取り扱いガイドラインの策定推進
CSW 学内ソーシャルワーク	TS テクニカルスタンダード
<ul style="list-style-type: none">● 学内コーディネート在り方● 地域支援サービスの活用● 学外連携	<ul style="list-style-type: none">● 教育の本質に関する再検討● 職務要件としての専門的技術の在り方● 学内外実習等における合理的配慮の在り方
ET 就労移行	EP 防災
<ul style="list-style-type: none">● 障害学生インターンの促進● 地域就労移行支援サービスの活用● 産学官の連携ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">● 災害等緊急時における障害学生支援● 大学内の防災対策強化● 地域防災システムとの連携

質の高い
障害学生支援
サービスを！

障害学生支援 専門的研修CBI

高等教育機関の障害学生支援担当者（教員・職員・専門職）
を対象とした専門的研修を提供！

開催回数 **20回** 開催予定 4回+α 延べ参加者数： **1500名以上**

2018/3/1
ATワークショップ ATライ
ブラリーツアー

2018/4/27
ATワークショップ 障害学
生支援に関する支援
技術ワークショップ

2018/6/11
CSWウェビナー
重度障害のある学生
支援に必要なSW

2018/7/10
ACCESSウェビナー
ローコストの学びの
アクセシビリティ

2018/9/14-15 SIG-
SUMMIT #2

2018/9/28 ACCESSシ
ンポジウム 入試のIT
配慮シンポジウム

2018/10/12
ATワークショップ AT専門
家とめぐるHCRツ
アー

2018/11/2
TSウェビナー 障害
学生支援とテクニカ
ルスタンダード

2018/12/18
PHED+筑波大シホ
ニューロダイバーシティ&イン
ルジョンシホジウム

2019/2/7
CSW+ATウェビナー
重度障害のある学生
に聞く学生生活と
SW

2019/2/13
EPウェビナー 災害
発生“前”における大
学と障害学生の準備

2019/3/11
EPワークショップ 障害学
生支援と防災を考
える

2019/4/25
Lawウェビナー 障害
のある学生に対する
差別とは何か

2019/5/19 SIG-
SUMMIT #3

2019/6/10
ATウェビナー 障害
学生支援に必須！役
立つ支援機器と考
え方

2019/6/21
ウェビナー 内部障害
と合理的配慮～難病
や慢性疾患の支援

2019/7/16
ETウェビナー 高等
教育機関×地域就労
支援サービスの連携

2019/7/28 ACCESSシ
ンポジウム 高等教育
機関における手話通
訳支援

2019/8/1
TSウェビナー 教員
として支援者として
どう向き合うか？

2019/8/27 (予定)
EPワークショップ
避難体験シミュレ
ーション

2019/9/10 (予定)
ETウェビナー 企
業のダイバーシティ
の取り組み

2019/9/27 (予定)
ATワークショップ
専門家と巡るH.C.R.
ツアー

2019/12/15 (予定)
SIG-SUMMIT #3

and more...

ウェビナー

ワークショッ
プ

シンポジウム

SIG-
SUMMIT

C B I (Capacity Building Institute)：障害学生支援に必要な専門性をただ1人の担当者が備えることは難しい。重要なことは、大学としてこれらの専門性を持つ人材を集め、整え、大学全体として支援の質を向上させる＝大学のキャパシティを向上させることである。

東大PHED × AHEAD JAPAN (2017-2020)



国際シンポジウム
共催 2017-2020



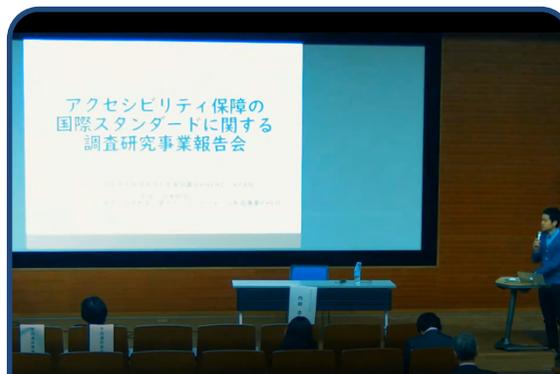
AHEAD JAPAN 4th

5th

大会とのコラボ



「重度障害学生への支援
のあり方に関する調査研
究」への協力



AHEAD-J国際調査研究
事業

報告会のバックアップ

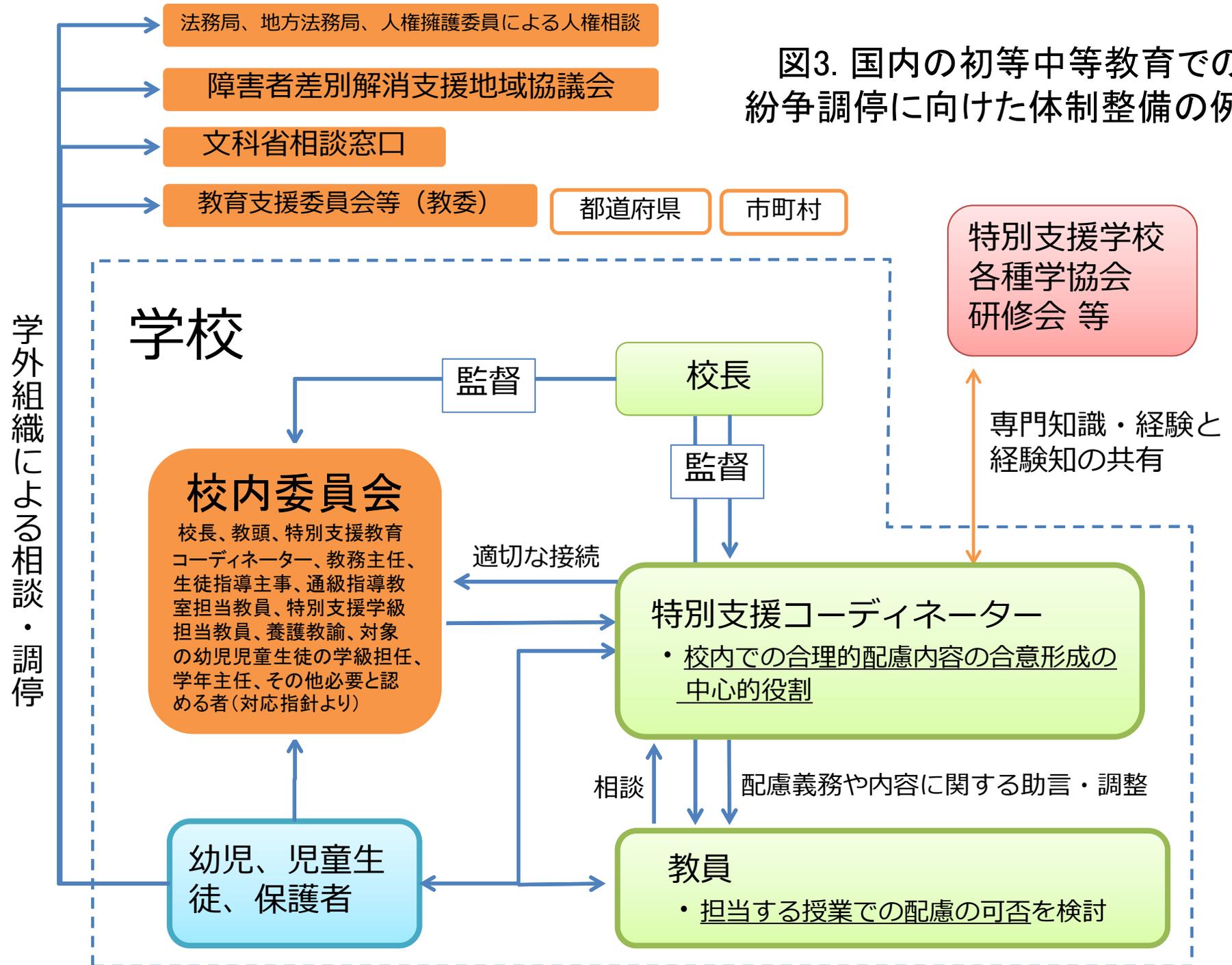


5. その他

その他(1) 附属施設について

- 附属学校
 - 幼・小・中・高等学校を附属施設として持つ大学はそこでの体制整備も必要
 - 文科省対応指針には、初等中等教育機関の体制整備に向けた言及あり
 - ただし、対応指針は私立教育機関を対象としているため、教育委員会との接続については図3(近藤が作成したもの)を参照
- 附属病院
 - 厚労省から対応要領や医療機関でのガイドラインが公開
 - https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu_kaisho/index.html

図3. 国内の初等中等教育での紛争調停に向けた体制整備の例



その他(2)教職員への配慮

- 教職員に対する対応の必要性
 - 教職員に対する差別的取扱の禁止と合理的配慮の提供は、改正障害者雇用促進法(2016年4月施行)により義務化されている
- 参考
 - 厚労省「雇用促進法に基づく障害者差別禁止指針と合理的配慮指針」を参照
 - <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078980.html>

6. 障害学生支援の今後

障害学生支援における「教育方法」の重要性

- 文科省二次まとめの後半
- 差別禁止と合理的配慮の考え方を基盤とした上で、個別のケースで教育目的の本質を損なわずに、個々の変更調整に対応できるか→「障害学生支援の専門性」
 - 3つの方針(アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー)やシラバス等の明確化・公開はその共通言語として不可欠

ICT利用の目的

以下の教育活動への参加保障

- ✓ 教科書・書籍を読む
- ✓ 宿題・予習・復習をする
- ✓ ノートを取る、作文を書く
- ✓ 調べ学習を行う
- ✓ ドリル・小テストを受ける
- ✓ 入学・学力・資格試験を受ける

読む方法の保障

音声読み上げ機能の利用

文字の拡大、フォントや色の変更

ハイライト

辞書機能の活用

書く・ノートを取る方法の保障

キーボード利用

音声入力機能の利用

撮影による記録

録音による記録

概念マッピングツールの利用

障害のある児童
生徒・学生のICT
利用スキル

扱う
アクセシブルな教科書
教材・オンライン教材

作る
非デジタル教材(アク
セシブルではないも
の)の電子化

測る
困難の状況に関する客観
的アセスメントを受ける、
行う、説明を受ける

本人自身が学びたいこと
達成したい目標
自己決定

活用する
獲得した代替機能

児童生徒
学生

環境の
整備

説明する
自己権利擁護する
自己決定

教職員や他者等

代替する
機能の
獲得

読む
音声読み上げ機能、録
音図書、電子データ

書く
キーボード、音声入力、
録音、カメラ

計算する
計算機、数式入力、筆
算支援の使用

考えをまとめる
概念マッピング、アウト
ラインエディタ

聞く
補聴システム、録音

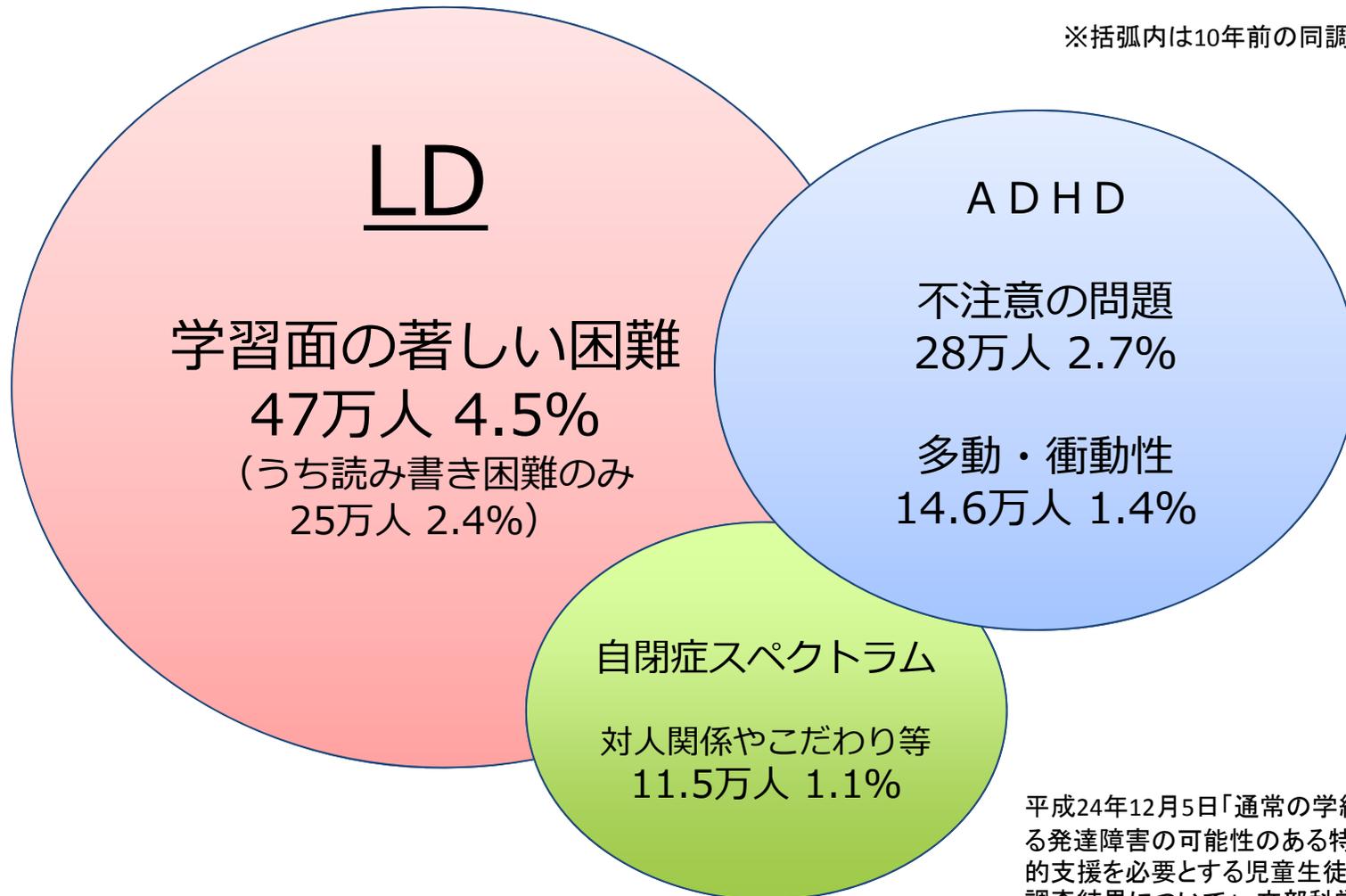
話す
音声読み上げ機能

理解 学ぶ権利があること、合理的配慮は公平さを実現するものであること

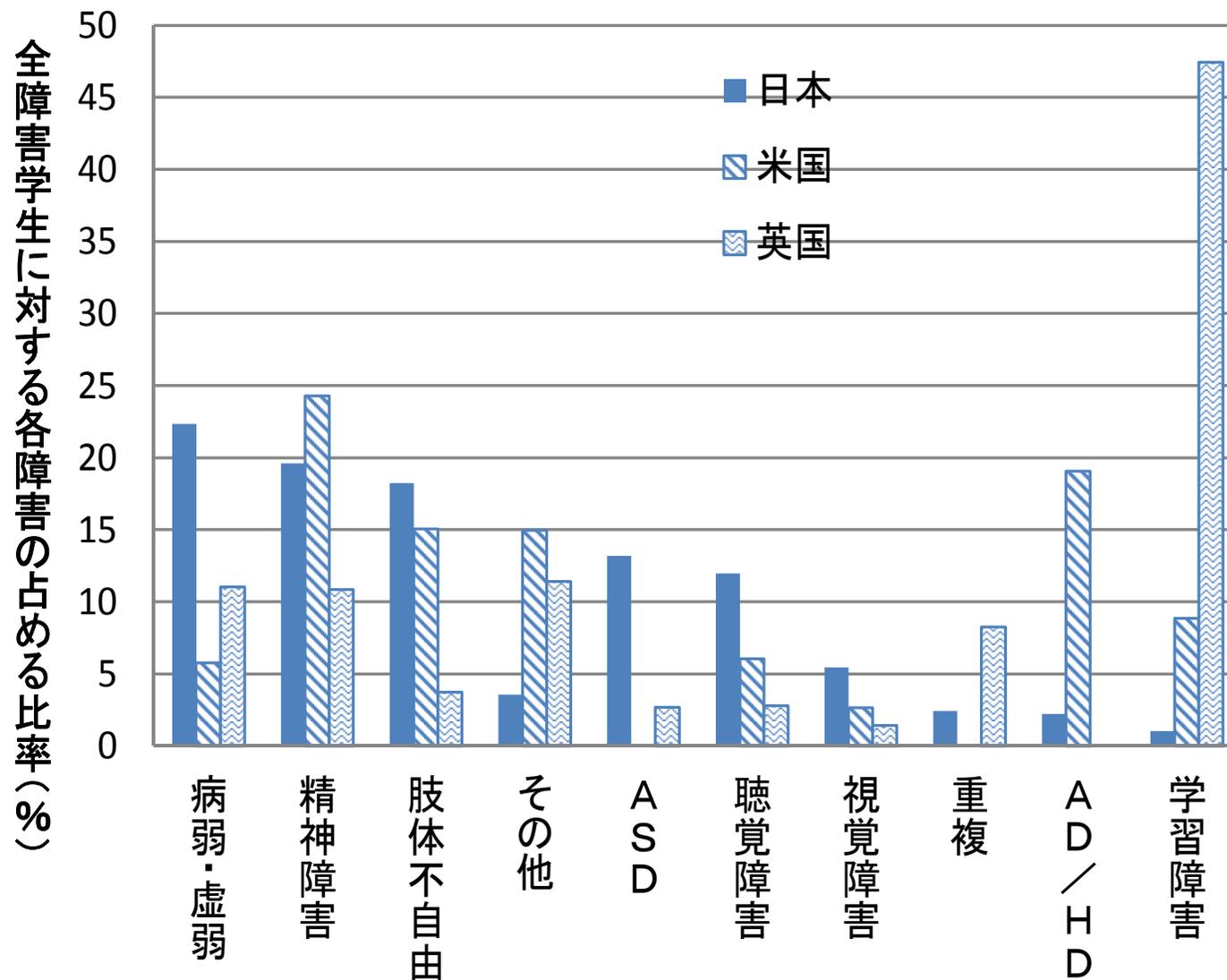
通常学級での発達障害の可能性

全国の小中学生1046万人のうち68万人：約6.5(6.3)%

※括弧内は10年前の同調査結果



平成24年12月5日「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」、文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



高等教育段階での障害学生における障害種の日米英比較

(JASSO 2014、GAO 2009、HESA 2014のデータの筆者によるまとめ)

すぐ側にある残された問題

1. 障害学生支援室とアドボケイト
2. 障害当事者の自己決定とセルフアドボカシーの重要性
3. 単位認定等の本質・定義

1. 障害学生支援室とアドボケイト

- 合理的配慮は「イコール・アクセス」の保障のための環境調整
- 法令の遵守と、多様な障害のための変更調整に関わる技術・スキル、合理的配慮の妥当性判断に関する深い理解は不可欠
- しかし過重な負担、テクニカルな調整を意識する前に、障害学生支援の担当者は、学生の最も身近なアドボケイトであることの意識が必要

2. 障害当事者の自己決定とセルフアドボカシーの重要性

- 障害当事者の自己決定を尊重し、異議申し立てを公平に受け止め対応するための体制作り
- 障害当事者たちが歴史的に構築してきたイデオロギーを知る機会（例：障害学）や、セルフアドボカシー（自己権利擁護）の経験を積む環境や場作りの必要性

3. 単位認定等の本質・定義

- 講義・試験・実習の先に求められる専門的職務の本質(例: Technical Standard)を可能な限り関係者が共有した上で、変更・調整の安易な拒否や、逆に本来必要な基準の免除になっていないか(≡過重な負担)を議論する必要性
- ただし「欠格条項の暗黙化」にならないよう、求める基準を公開・共有することで、公平に対話できる環境が当然となる校風を醸成する必要性

4. 就労への移行

- いわゆる伝統的な「障害者雇用」につなぐことだけをゴールにすることは、高等教育機関の機能と社会的期待を矮小化しかねない
- 介助の必要な重度障害者で、高等教育を受けた学生たちの将来の生き方、働き方をどのように考えるか
- 大学が新しい価値を地域に作ること、リアリティのあるソーシャルワークの専門性を持つ職員との協働も不可欠

障害による格差や障壁を越え、
誰もが適切な学びの機会を得られる社会へ

誰もが未来に夢を描くことができ、
個々の社会参加の可能性を最大化する社会へ

情報源

- 竹田一則(編著)よくわかる！大学における障害学生支援. ジェームス教育新社
- 近藤武夫(編著)学校でのICT利用による読み書き支援 合理的配慮のための具体的な実践. 金子書房
- 近藤武夫(2017)高等学校や大学の入試の配慮や入学後の配慮. 中等教育資料、66(9)、104-107.
- 近藤武夫(2017)入試や試験での合理的配慮としてのICT利用－合理的配慮の合意形成に関する事例から－. LD、ADHD & ASD、15(3)、20-23.
- 近藤武夫(2017)障害者差別禁止を理解する. 学校運営、668、6-9.
- 近藤武夫(2016)障害のある受験生に対する合理的配慮、大学時報、65(370)、44-49.
- 近藤武夫(2016)入学者選抜試験における受験上の配慮：配慮を受けるまでの実際について、中等教育資料、65、88-91.

ご清聴ありがとうございました